



コミュニティ通訳ボランティア派遣制度 利用の手引き

1 コミュニティ通訳ボランティアとは？

鳥取県内には70ヶ国・4,031人（H23.12末）の外国出身者が生活しています。鳥取県国際交流財団では、異なる文化を理解し認め合いながら、共に住みよい地域をつくっていく多文化共生社会を推進するため、さまざまな事業を実施しています。中でも、日本語によるコミュニケーションが困難なこと、文化や習慣の違い、行政の仕組みや情報・知識が不足しているために生じる困難を取り除くための一助として、コミュニティ通訳ボランティアを要請に応じて派遣する制度を運営しています。

2 活動内容

通訳によるコミュニケーションのサポートを基本とします。

○派遣対象

- ・学校（保育園・幼稚園）と保護者、児童・生徒との意思疎通
（例：入学（入園）説明会や手続きに関する通訳、保護者懇談や個人面談での通訳など）
- ・行政機関窓口や市町村役場等での意思疎通
（例：福祉に関する手続きや相談、人権相談での通訳など）
- ・在留資格申請・更新・変更に関する相談会等での意思疎通
- ・その他財団が必要と認める通訳

×派遣対象外

- ・授業補助、学習指導（日本語指導）などの学習支援
- ・家庭訪問等、個人宅での通訳支援
- ・その他、基本的学校生活や行政サービスの範囲を超えるもの

※医療に関することは別途「医療通訳ボランティア派遣制度」で対応しています。その他、ご不明な点は財団までお問い合わせください。

3 対象

県内の学校・教育委員会、保育園・幼稚園、行政機関および県内在住の外国出身者

4 派遣の流れ

①依頼書の提出



①最寄りの財団に「コミュニティ通訳ボランティア派遣依頼書」を提出
(郵送・FAX・持参・E-mail)

②派遣の調整



②財団がコミュニティ通訳ボランティアの派遣を調整

③派遣・活動



③コミュニティ通訳ボランティアの派遣・活動

④報告書の提出



④依頼者・通訳者は「活動終了報告書」を財団に提出

※出来るだけ早めに依頼書を提出してください。直前のお申し込みは対応できない場合があります。

(依頼書等は財団HPからダウンロードできます)

※通訳内容や言語によっては通訳ボランティアの派遣ができない場合があります。

5 費用負担について

コミュニティ通訳ボランティアの交通費、謝金等は財団が負担します。

6 その他

○財団およびコミュニティ通訳ボランティアは、通訳の際に知り得た内容や個人情報を通訳の目的以外に使用することはありません。

○コミュニティ通訳ボランティアはプロの通訳者ではなく、善意に基づきコミュニケーションのサポートを行います。活動において、万が一、通訳内容にトラブルが生じたり、依頼者や当該外国出身者が受けた損害については財団及びボランティアは一切の責任を負いません。その旨を了解の上で申し込んでください。

○派遣したコミュニティ通訳ボランティアと依頼者が個人的な連絡先（住所や電話番号等）を交換することは禁止しています。連絡が必要な場合は財団にご連絡ください。

○学校、行政機関の関係者には、コミュニティ通訳ボランティアがよりよい通訳活動のために語彙や制度の内容等について説明を求めた場合は、積極的に協力していただくようお願いします。また、コミュニティ通訳ボランティアは中立的な立場で通訳を行うため、個人的な判断を下したり、アドバイスをすることはありません。



【派遣依頼書 提出先】

○鳥取（本所） 開館時間 平日 9:00～18:00 土日 9:00～17:30（祝日・年末年始は休館）

〒680-0846 鳥取市扇町 21 番地 県民ふれあい会館 3 階

TEL (0857) 51-1165 FAX (0857) 51-1175 E-mail tic@torisakyu.or.jp

○倉吉 開館時間 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は休館）

〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所別館

TEL (0858) 23-5931 FAX (0858) 23-5932 E-mail tick@torisakyu.or.jp

○米子 開館時間 9:00～17:30 日 9:00～17:30（土・祝日・年末年始は休館）

〒683-0043 米子市末広町 294 米子コンベンションセンター4 階

TEL (0859) 34-5931 FAX (0859) 34-5955 E-mail ticy@torisakyu.or.jp